重　要

一般貸切旅客自動車運送事業の「新規許可」、「更新許可」となった事業者の方へ（お知らせ）

事業許可の更新の審査基準については、平成１２年１月６日付け関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」により規定されていますが、次回更新許可申請時において、下記１又は２に該当する場合、許可の更新をすることができませんので、ご注意ください。（平成 29 年 3 月 31 日までに許可を受けていた者及び平成 29 年 3 月 31 日までに受理された申請であって平成 29 年 4 月 1 日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しません。）

記

１．行政処分を受けたのち、運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

今回の新規許可・更新許可時（※1）から次回更新申請時（※２）までの間に、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分。以下同じ）を受けた場合は、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成２１年１０月１６日国官運安第１５６号・国自安第８８号・国自貨第９５号）」に基づき、認定された実施機関（※３）による運輸安全マネジメント評価を受ける必要があります。（国が行う評価は含みません）

※1　更新許可の場合には、前回の有効期間満了日の翌日から起算
※2　更新申請時とは、現在の許可有効期限日を示します
※3　認定を受けている第３者機関については、ＱＲコード若しくは下記ホームページをご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html

２．毎年連続して、行政処分を受けた場合

今回の新規許可・更新許可時から次回更新申請時までの間に毎年連続して、行政処分を受けている場合、許可の更新をすることができません。

問合せ先
関東運輸局　自動車交通部　旅客第一課
ＴＥＬ　０４５－２１１－７２４５